

～11月は児童虐待防止推進月間～

子どもへの虐待は、子どもの心身の成長と人格の形成に大きな影響を与え、子どもの人権を最も侵害するものです。

虐待を受けたと思われる子どもを見つけたら、「おかしい」と感じたら、迷わず家庭児童相談室へ連絡(相談)してください。連絡した人のプライバシーは守られます。また、確認の結果、虐待の事実がなくても責められることはありません。子どもの立場を最優先に考え、地域のみみなで子どもを守り育てましょう。

児童虐待とは

保護者が18歳未満の子どもに行う次の行為をいいます。

- **身体的虐待**
殴る、ける、やけどを負わせるなど
- **ネグレクト(養育の放棄または怠慢)**
食事を与えない、不潔なままで放っておく、医療受診をさせないなど
- **心理的虐待**
言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別など
- **性的虐待**
性的行為の強要など

見逃さないで「助けてサイン」

【子どもから】

- 不自然なあざ・やけど・打撲
- 極端にやせている、栄養失調状態
- 衣服やかからだが不潔
- 無表情、大人を見るとおびえる
- 落ち着きがなくて乱暴、情緒不安定

【保護者から】

- 子どもの健康や安全への配慮がされていない
- 衣類、寝具が不衛生
- 子どもを家に置いたままよく外出する
- イライラして、子どもに当たる
- 地域との交流がなく、孤立している

家庭児童相談室では、関係機関と連携をとりながら、児童虐待のほか、非行、いじめ、不登校、しつけ、子育てに関する事など、子どもとその家族に関する相談に応じています。

子ども虐待のない社会をめざして ～オレンジリボン運動～

オレンジリボン運動とは、「子ども虐待防止」の象徴として、「オレンジリボン」を広める市民活動です。10月9日にはオレンジリボン運動キャラバン隊の皆さんが市役所水口庁舎を訪れ、子どもたちの明るい未来を願いました。



問い合わせ 家庭児童相談室(社会福祉課内)

☎65-0660 ☎63-4085

次の機関でも相談を受け付けています。

滋賀県中央子ども家庭相談センター

☎077-562-1121

(24時間対応相談電話) ☎077-562-8996

秋の火災予防運動

11月9日～15日

我が家を火災から守るために
建物火災の原因は、「こんろ、たばこ、ストーブ」などの身の回りの火が原因となった火災が約4割を占めます。

これからの時期は空気が乾燥し、また火を使う機会も多くなることから火の取り扱いにはいつも以上に注意が必要です。大切な命、財産を守るためにこの運動を機会に防火対策に取り組みしましょう。

住宅用火災警報器で早期発見
火災の早期発見に役立つ住宅用火災警報器は、新築住宅では、平成18年6月1日から設置が義務付けられており、既存住宅も平成23年6月1日までに設置することが必要です。これから購入される際の便利な方法として、地域や職場でのまとめ買い「共同購入」をおすすめします。

とができます。日頃から、何が火災につながるのか、どこが危険なのか、また何に注意すればいいのかを家族みんなで話し合い、自分の役割を確認しておきましょう。

問い合わせ

甲賀広域行政組合消防本部予防課 ☎63-7932 ☎63-7940
水口消防署 ☎63-1119 ☎63-7941
水口消防署土山分署 ☎67-1199 ☎67-1700

甲南消防署 ☎86-3119 ☎86-0719
甲南消防署甲賀分署 ☎88-7701 ☎88-7702
信楽消防署 ☎82-0119 ☎82-3977

消えるまで ゆっくり火の元
にらめっ子(全国統一防火標語)

